

身体、知的、精神に障がいのある方の経済的な負担を軽くするために

## 身体障がい者等に対する軽自動車税の減免について

対象 次の①～③全てに該当する方（身体障がい者等1人につき1台）

①身体障がい者等本人または生計を一にする方が所有する軽自動車（自家用）であること

②身体障がい者等本人、または生計を一にする方が専ら障がい者のために運転するもの（世帯全員が身体障がい者等の方の場合、常時介護する方が運転していること）

③障がいの程度が下表1までは2のいずれかにあてはること

※車が身体障がい者等のための特殊構造で、専ら身体障がい者等の利用に供するための軽自動車も減免対象となります。

※自動車税（県税）の減免を受けた方は対象外となります（軽自動車税で減免を受けた方は、自動車税が対象外となります）。

申請方法 軽自動車税納税

通知書（5月上旬送達）

が届いたら、5月24日（金）

までに税務課窓口で申込み

※申請は毎年行う必要があ

ります。

○持ち物 ○納税通知書

○障害者（または戦傷病者）手帳等

○運転者の運転免許証

○印鑑

○納税義務者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード（代理人が申請する場合はコピーでも可）

※精神障害者保健福祉手帳を持参する方は、自立支援医療受給者証も持参してください。

### 1. 身体障がい・戦傷病

減免の級別（障がいの程度）

（戦傷病者手帳の交付がない場合）

身体障害者手帳

1級～3級、4級の1

2級、3級

3級



### 2. 知的障がい・精神障がい

療育手帳 Ⓐ・Ⓐ

精神障害者保健福祉手帳1級（自立支援医療費受給者証等により、通院の事実が確認できる場合に限る）

※半身不随のような合併症の場合は、障がい区分ごとに判断します。例えば障がい名が「左上下肢機能の身体障害6級」であっても、これを個別に判断すると上肢7級・下肢7級となる場合は減免対象外となります。

## 改元に伴う文書等の元号表記について

5月1日に元号を改める政令が施行され、元号が「令和」となりました。これに伴い、町が発行・発送する文書等に表記する元号は「令和」を用いますが、既に発行・発送されている文書等や、今後発送される文書等で「平成」と表記されている場合があります。この表記によって、法律上の効果が変わるものではありませんので、「令和」に読み替えていただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

（例）会議開催通知、納税通知書、被保険者証 など

問総務課自治振興担当 回内線214

## 住宅に関する補助事業

### 越生町勤労者住宅資金貸付事業

対象 次の要件を全て満たす方

①町内に居住または居住しようとする勤労者で、同一事業所に2年以上勤務している方

②20歳以上50歳未満までの方

③収入は家族収入を含み返済しながら生活し得る方

資金の用途 町内に居住するための住宅の新築、購入、増改築、宅地（150m<sup>2</sup>以上の面積を有する土地）の取得

### 越生町個人住宅等リフォーム補助事業

対象者 町内に居住する者

○マンション等の自己専有部分のための資金

※投資を目的とするものは対象となりません。

融資内容

融資期間	有担保（抵当権）	無担保
30年以内 (300万円 以内の融資 は15年以内)		
10年以内	無担保	

融資限度額	融資金利	（抵当権）	無担保
700万円	年1.865% (上限金利年 5.0%)	変動金利制 固定金利制	年1.700%
300万円			

※有担保融資と無担保融資の重複利用はできません。

※金利は金融情勢に応じて変更することがあります。  
※貸付には保証能力がある連帯保証人または埼玉県労働者信用基金協会の保証が必要です。

※補助を受けようとする工事について、町の他の制度による補助を受けることはできません。

補助金額 工事に要する経費の20%（限度額10万円）



○外壁、天井または床の断熱材の施工工事  
○二重サッシにする工事・複数ガラスへの取替え工事  
○手すりの取付け工事・段差解消工事・滑りの防止工事

問 産業観光課 観光商工担当  
内線148

## 越生町中小企業退職金共済掛金等助成制度

補助金の交付決定後に着手し、当該年度の2月末日までに完了することができる次に該当する工事が手すりの取付け工事・段差解消工事・滑りの防止工事

○手すりの取付け工事・段差解消工事・滑りの防止工事

○外壁、天井または床の断熱材の施工工事  
○二重サッシにする工事・複数ガラスへの取替え工事  
○手すりの取付け工事・段差解消工事・滑りの防止工事

町では、中小企業退職金共済制度への加入している事業主に対して退職金共済掛金の一部を補助します。

対象 次の要件を満たす事業主

①常時使用する従業員の数が50人（商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営むものは20人）以下の事業所で申請日現在引き続き営業を継続している方

②納期の到来した町税を完納している方

③新たに退職金共済制度に入加入した従業員を有し、共済契約を締結した日の属する日から契約期間内に掛金を納付した方

④既に退職金共済制度に入している従業員を有し、引き続き契約期間内に掛金を納付した方

金を納付した方	助成期間	補助金の交付が決定してから3年間（36か月）

退職金共済掛金 加入従業員数	補助率
1人～5人	20%
6人～10人	
11人～20人	
21人～50人	
50人以上	

※従業員一人あたりの1ヶ月の掛金が2千円を超える場合は、2千円を限度とします。

※補助金交付申請様式は町のホームページからダウンロードできます。



問 産業観光課 観光商工担当  
内線148